

第201700306830号
平成30年3月12日

東部農林事務所長
中部総合事務所長
西部総合事務所長 } 様

農地・水保全課長
(公印省略)

鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定
設計委託費等補助金交付要綱の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり一部改正を行いましたので御承知願います。
なお、各市町村へは別途通知しています。

(担当) 水資源・防災担当 土井、堂川 電話 0858-26-7325

記

- 主な改正内容
 - 1 実績報告の提出時期の変更
 - 2 額の確定時期の変更

鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農地、農業用施設等に係る災害の復旧事業について、その計画の概要を示す書類の作成を支援し、もって当該事業の迅速・円滑な推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 前条の目的の達成に資するため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年5月20日政令第152号）第1条の4の規定に基づき提出する計画概要書（農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和53年3月3日付53構改D第116号農林水産事務次官通達。以下「国の要綱」という。）に規定するものに限る。以下「概要書」という。）を作成するための調査、測量、試験又は設計（外部への委託又は請負により実施するものに限る。以下「補助事業」という。）を行う市町村又は土地改良区に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業を行うのに要する経費（国の要綱第2に規定するものに限る。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の5を乗じて得た額以下とする。

3 補助事業を実施する者は、当該事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(当該年度の補助金の額の内定)

第4条 知事は、当該年度における第3条の規定による補助金の額を内定し、これを補助事業者に通知する。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額す

るものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日又は補助金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、補助金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(書類の提出先)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の総合事務所長又は農林事務所長を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行し、平成29年度事業から適用する。

様式第1号（第5条、第8条関係）

1 事業計画（報告）書

| 事業主体名 | 工種 | 箇所数 | 決定事業費 | 決定事業費 × 率 | 委託費等 実支出額 | 補助対象 経 費 | 左 の 内 訳 | | | 適用 |
|-------|----|-----|-------|--------------|--------------|-------------|---------|------|-----|----|
| | | | | | | | 県補助金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

（添付書類）

（1）委託費等実績調書

（2）設計委託費及び事業費内訳

農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱(昭和53年3月3日付53構改D第116号農林水産事務次官通達)に規定する様式に準じて作成する。

2 収支予算(精算)書

(単位:円)

| 区分 | 科 目 | 予算額(当初) (予算額) | 予算額(補正後) (精算額) | 差 引 | 備 考 | |
|--------|-----------------------|------------------|-------------------|-----|-----|--|
| 収 入 | 県 補 助 金 | | | | | |
| | 負 担 金 内 訳 | 一 般 財 源 | | | | |
| | | 起 債 | | | | |
| | | 融 資 | | | | |
| | | 分 担 金 | | | | |
| | | : | | | | |
| | | 小 計 | | | | |
| 支 出 | 委 託 料 | | | | | |
| | : | | | | | |
| | 計 | | | | | |

予算議決(議決予定) 年 月 日

3 消費税の取り扱い（一般課税業者・簡易課税業者・免税業者）

※いずれかに○してください。

4 補助金所要額調書

(単位:円)

| 県補助金 交付決定額 | 精算事業費 総 額 | 県 の 補助率 | 精算県補助 金 額 | 差引県補助金 未受領(返還) 額 |
|---------------|--------------|------------|--------------|---------------------|
| | | | | |

注 4は、実績報告時にのみ作成すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付決定及び交付額確定通知書（〇〇年災害）

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年 4 月鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。
(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（平成 22 年 7 月 15 日付第 201000064075 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（平成 22 年 7 月 15 日付第 201000064075 号鳥取県農林水産部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和 53 年 3 月 3 日付 53 構改 D 第 116 号農林水産事務次官通達）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

職氏名 様

所在地
名 称
代表者の氏名 印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった事業補助金に係る仕入控除税額が確定したので、鳥取県農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|---|-----------------------------|--------|--------|
| 1 補助金及び補助対象経費の確定額 (年 月 日付第 号による通知額) | (1)補助金の確定額 (2)補助対象経費の確定額 | 金 金 | 円 円 |
| 2 実績報告時控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除額) | | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) × | $\frac{1の(1)}{1の(2)}$ | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。